

熊本県女子師範学校生徒の社会問題に対する態度に関する一考察

—1920 年実施調査を資料として—

長谷川鷹士

はじめに

本論文は 1920 年に熊本県女子師範学校で実施された「現代思想の調査」の結果を資料として、1920 年頃の熊本県女子師範学校の生徒が社会問題に対してどのような態度をとっていたのを明らかにするものである。

筆者は全体として「師範型」論を再検討する研究を構想している。「師範型」論は 1910 年頃から主張され始めたもので、師範学校出身者の視野が教育に狭く閉ざされていることなどを批判するものであった。例えば 1924 年の文政審議会で沢柳政太郎が「師範型」論に基づき、師範教育制度の改革を訴えるなど¹、教育世論に限らず、教育政策論議にまで影響を与える論議であった。そして、敗戦後の戦後教育改革では、教育刷新委員会で戸田貞三委員が「技術なんていうことが必要だというような妙なことを言うから、陰気な人間が出来る」と発言したのに代表されるように²、「師範型」論に基づく改革が志向され、「目的養成」を忌避し、「開放制」に基づく「大学における教員養成」原則が成立した。このように「師範型」論は「開放制」対「目的養成」という今日まで続く教員養成論の基盤をなすものであり、「師範型」論を再検討することは、「開放制」対「目的養成」という教員養成論をも再検討することにつながると考える。本論文はその一部に位置づくものである。

戦前の師範学校は初等教員養成をその目的とし、給費制とそれに伴う奉職義務、寄宿舎教育など特異な制度が整備されていた。また「国語及漢文」や「数学」といった科目についても、中等教育レベルの内容を学ぶと共に、小学校での教授方法も身につけることとされており、職業準備的色彩の強い科目となっていた。さらには最終学年の 4 年次には週あたり 9 時間と 3 分の 1 近い時間を教育実習にあてることとされており、その意味でも職業準備的色彩の強い学校であった。こうした学校生活においても初等教員になることを強く意識させる教育については、陣内靖彦が述べるように「師範学校生徒の視野を、児童と小学校の教室内に閉じ込め、社会の情勢にうとくさせるという批判が寄せられた³。筆者はこうした批判に関し、生徒たちがどのような思想を抱き、どのように行動したのかを分析した上での論ではない点で問題があると考えている。これまでいくつかの研究で明らかにしてきたが、師範学校生徒たちは必ずしも視野を教室内に閉じ込めてはいなかったし、社会の情勢にも疎くはなかった。生徒たちの実態に即して、「師範型」論を再検討する必要がある。そこで本論文では 1920 年に熊本県女子師範学校で実施された「現代思想調査」の結果を分析することで、当時の師範学校生徒の思想、社会認識の一端を明らかにしたい。

次に先行研究について考察する。師範学校生徒の思想に触れている研究としては石戸谷哲夫の研究や藤井忠俊の研究、広田照幸の研究、山崎奈々絵の研究があげられる⁴。このうち、石戸谷と山崎は 1939 年に教育科学研究会が実施した主に東京府の初等教員を対象とし

たアンケート調査の結果をとりあげ、初等教員すなわち師範学校卒業者の社会認識が不十分であったと論じている。また藤井と広田は『昭和十五年度壮丁思想調査』の結果を分析し、師範学校卒業者が他の学校類型に比べ、奉公意識が異常に高いことを指摘している。以上の研究はそれぞれ重要な知見ではあるが、時期が戦時期に偏っているという問題が指摘できる。大正期や昭和初期という「平時」において、師範学校生徒がどのような思想を抱いていたのか、社会をどのように認識していたのかについての知見は充分には蓄積されていないのである。本論文は1920年の熊本県女子師範学校の事例を分析することで、この点の知見の蓄積に貢献し、ひいては「師範型」論の再検討につなげようとするものである。

次に本論文の分析項目を示す。第1にデモクラシーや社会主義といった社会思想に関する熊本県女子師範学校生徒の認識を分析する。彼女たちが当時流入し勃興してきた社会体制に関わる思想をどのように理解していたのかを明らかにする。第2に同盟罷業や女子参政権といった当時の社会問題に対して、熊本県女子師範学校の生徒がどのような認識を持っていたのかを明らかにする。特に治安警察法の理解を問う設問があるため、この設問に対する回答を分析し、当時の女性の政治活動の制限について、熊本県女子師範学校の生徒がどの程度理解していたのかに注目する。以上の検討を通じて、1920年の熊本県女子師範学校の生徒の社会問題に関する知識を検討し、師範学校生徒が社会問題に疎かったという「師範型」論の一部、再検討を試みる。

最後に本論文の構成を示す。まず熊本県女子師範学校について沿革を確認し、また奉職義務や教育実習が政府の規定通り実施されていたことを確認する。このことで「師範型」論が想定する「教員になるための教育」が熊本県女子師範学校でなされていたことを確認する。次に「現代思想調査」の結果を分析し、デモクラシーや社会主義に対する熊本県女子師範学校生徒の理解度を検討する。最後に同調査の結果を分析し、熊本県女子師範学校生徒の社会運動に対する態度を検討する。

1. 熊本県師範学校の概要

(1) 熊本県女子師範学校の沿革

1898年、それまで熊本県尋常師範学校と称していたのを、師範教育令に準拠し、熊本県師範学校と改称した。1901年には女子部を開設し、1908年には師範学校規程に則り、第2部を開設し、1911年には女子部を分離し、熊本県女子師範学校を設置した。女子部独立の理由としては、後に熊本県教育会が説明する所では「殆んど男子同様の教養を受けることは、〔中略 - 引用者〕女生徒教養の上には大なる欠陥が生ずるのである。女子は女子のみの環境に於て、女性として、教養鍛錬すべき教育的事業が少くない」ためであったとされている⁵。以上が本論文で扱う1920年までの熊本県女子師範学校の沿革である。

(2) 熊本県女子師範学校の諸規定

全国の師範学校が従うべき規程としては1907年制定の師範学校規程であった。ここでは奉職義務と教育実習という師範学校生徒に教員になるという将来を強く意識させる制度を取り上げて、全国的基準を示し、熊本県女子師範学校がその基準に従っていたことを確認

する。そのことによって「師範型」論が想定するような「教員になること」を意識させる教育が熊本県女子師範学校で実施されていたことを明確にする。

まず奉職義務については「師範学校規程」では第1部卒業の女子公費生は卒業後5年間、小学校教員として勤める義務があるとされており、またそのうちの最初の2年間は地方長官の指定する小学校で教員を務める義務を負っていた。第1部卒業の私費生は3年間、第2部卒業生は2年間の奉職義務を負っていた⁶。熊本県女子師範学校についても1908年制定の「師範学校学則」ではこの点には触れておらず、政府の定めた規則に従ったと考えられる。

次に教育実習の期間については1907年制定の「師範学校規程」では最終学年である第4学年に週9時間課されることとなっており⁷、その内容は1910年制定「師範学校教授要目」によれば「初ハ付属学校ニ於ケル實際ト模範教授トヲ參觀セシメテ説明ヲ与ヘ然ル後教授草案ヲ調製シテ実地授業ニ当ラシメ指導教員ハ教授ニ当ラサル生徒ヲ率キテ之ニ立会ヒ其ノ教授ヲ監督シテ適否ヲ論評シ応用上ノ注意ヲ指示スヘシ又常ニ管理訓育ノ實際ニ当ラシメ各種ノ研究問題ヲ課スル等ノコトヲナスヘシ」というものであった⁸。こうした教育実習の内容については山田昇が述べるように「実習生にとって、教師になるために、子どもへの使命感に誘われていく最重要の機会」であり、「国家の教師である以前にまず子どものための教師としての使命感を培う機会であった」という肯定的評価もある⁹。しかし、師範学校生徒の視野を教育現場に閉ざしかねないという疑義もさしはさみうる。教育実習の期間についても1908年制定「師範学校学則」では詳細の規定はないため、政府の定めた基準に従ったと考えられる。

以上のように熊本県女子師範学校の生徒は「師範学校規程」に則って相当期間の奉職義務と教育実習を課されていた。従って、奉職義務と教育実習という点については「師範型」論が想定するように「教員になることを意識させる教育」を受けていたといえる。以下、こうした師範教育を受けた生徒が、どのような思想傾向を抱いたかを分析する。

2. 「現代思想の調査」

(1) 実施目的

「現代思想の調査」は学校長主導で1920年11月3日に実施された。その実施目的は次のように説明されている。すなわち「生徒が時代思想に由り如何に影響せられ居るか、而して其の思想を如何に理解し、又之に対して如何なる態度を持ち居るかを知らん為」であると¹⁰。直接の理由は説明されている通りであろうが、特に師範学校が生徒の思想に注意しなければならないことも実施に影響していたと考えられる。すなわち大逆事件の発生を受けて、1910年、熊本県では内訓第8号が発せられた。その内容は「師範学校ハ国民教育ノ源流ナルヲ以テ能ク其ノ期待スル所ノ目的ヲ達シ不健全ナル思想ノ為ニ我国道徳ノ根底ヲ危クスルカ如キコト無カラシメン」ようにするために一層師範教育では訓育に力をいれよというものであった¹¹。「普通教育の淵源」である師範学校の在学生の思想が動揺することは国民教育の動揺であったのであり、そうしたことがおこらないように留意することが、師範学校教職員には求められていたのである。

以上のような目的の下に、「思想調査」は熊本県女子師範学校の全校生徒を対象に実施された。なお質問項目を示すと「1. デモクラシーとは何か 2. 自由平等の意義如何 3. 社会主義とは何か 4. 共産主義の可否 5. サンデカリズムとは何か 6. 過激派の意義如何 7. 同盟罷業の可否 8. 婦人開放〔ママ〕の意義如何 9. 治安警察法第五条の規定如何 10. 女子参政権主張の可否」である。

(2) 社会思想について

以下、「思想調査」の結果を分析するが、まず「1. デモクラシーとは何か」から「5. サンデカリズムとは何か」という社会思想に関する師範学校生徒の理解度及び態度を分析する。「思想調査」の1～5に対する回答の分析結果を示すと表1のようになる。

表1 「思想調査」1～5に対する回答の分析結果

		デモクラシー とは何か	自由平等の意 義如何	社会主義とは 何か	共産主義の可 否	サンデカリズ ムとは何か
合計 (183 人)	正解	36	64	8	52(可)	0
	半解	84	91	23	39(不可)	0
	誤解	30	18	89	1(条件付)	4
	不能	33	10	63	91(不能)	179
1年 (39 人)	正解	3	7	3	7(可)	0
	半解	12	26	6	7(不可)	0
	誤解	8	6	14	1(条件付)	2
	不能	16	0	16	24(不能)	37
2年 (40 人)	正解	9	18	1	20(可)	0
	半解	17	15	1	2(不可)	0
	誤解	5	4	21	0(条件付)	2
	不能	9	3	17	18(不能)	38
3年 (36 人)	正解	7	10	0	12(可)	0
	半解	22	19	6	12(不可)	0
	誤解	2	3	15	0(条件付)	0
	不能	5	4	15	12(不能)	36
4年 (31 人)	正解	7	16	2	4(可)	0
	半解	18	12	4	10(不可)	0
	誤解	6	2	18	0(条件付)	0
	不能	0	1	7	17(不能)	31
2部 (37 人)	正解	10	13	2	9(可)	0
	半解	15	19	6	8(不可)	0
	誤解	9	3	3	0(条件付)	0
	不能	3	12	8	20(不能)	37

『熊本師範学校史』p.143 を参考に筆者作成

管見の限り「現代思想の調査」の結果については実施者作成の統計表しか発見できておらず、従って以下、実施者の振り分けた類型に従って生徒の思想を分析する。

まず「1. デモクラシーとは何か」についての回答結果については全体で見れば 6 割 5 分の生徒が半解以上となっている。ただし正解となっているのは 2 割弱である。この傾向は「2. 自由平等の意義如何」にも当てはまり、全体では 8 割 5 分の生徒が半解以上であり、正解は 3 割 5 分となっている。このように正解が少ないため、調査の実施者は「デモクラシー、自由平等は現時最も広く唱へらるゝ思想なるが、生徒は之を正解する者少く、多くは半解又は誤解なればその中には随分極端にして危険なるもの少からず」と結果を問題視している¹²。「2. 自由平等の意義如何」に対する具体的な回答事例としては「読みたいから読む」「食いたいから食ふ」という我儘を通す、「如何にも無邪気な女学生気分を表して居る」ものもあれば、「親を時代後れ」とみなすや「先生を通じて云はるゝ言葉は尊敬するが先生は尊敬しない」といった皮肉なものもあった。「稍進んだもの」としては「華族も平民も同一に取扱ふ」という回答もあった¹³。この回答など当時の社会秩序からすれば、過激な「平等」論とみなすこともできるだろう。

「3. 社会主義とは何か」になると正答率が下がり、半解以上は 2 割未満しかいない。また誤解には「個人主義に対するものとし何事も社会本位に為すことなり」とするものが多くあったようである¹⁴。実施者は「是等は社会主義をその文字より解釈したるものならん」としている。また「4. 共産主義の可否」については 3 割近くが可としているのはいささか奇異である。この点については「共産」を文字より解して共同して産業を営む如き意として之に賛成する者も少からず」と理由が説明されている¹⁵。最後に「5. サンヂカリズムとは何か」であるが、これは半解以上でみても 0 であり、誤解すら 4 人しかいない。大部分は回答しなかったということであろう。

以上の結果からは社会主義、共産主義については十分理解が進んでいなかったが、デモクラシー、自由平等についてはある程度理解していたことがわかる。そして、一部生徒は学校が不安視するほど、過激な態度を示していた。

(2) 社会運動について

次に「6. 過激派の意義如何～10. 女子参政権の可否」までの結果を分析する。回答結果は表 2 のようになっている。

表 2 「思想調査」6～10に対する回答の分析結果

		過激派の意義如何	同盟罷業の可否	婦人開放〔ママ〕の意義如何	治安警察法第五条の規定如何	女子参政権の可否
合計 (183人)	正解	21	31(可)	129	3	96
	半解	55	99(不可)	26	4	51(不可)
	誤解	46	30(条件付)	7	18	8(条件付)
	不能	61	23(不能)	21	158	28(不能)

1年 (39人)	正解	4	7(可)	27	0	21(可)
	半解	8	21(不可)	4	0	6(不可)
	誤解	6	2(条件付)	2	5	4(条件付)
	不能	21	9(不能)	6	34	8(不能)
2年 (40人)	正解	1	8(可)	31	3	27(可)
	半解	13	23(不可)	6	0	7(不可)
	誤解	14	3(条件付)	2	2	2(条件付)
	不能	12	6(不能)	1	35	4(不能)
3年 (36人)	正解	4	3(可)	24	0	18(可)
	半解	5	27(不可)	6	0	12(不可)
	誤解	16	2(条件付)	0	1	1(条件付)
	不能	11	4(不能)	6	35	5(不能)
4年 (31人)	正解	6	8(可)	24	0	21(可)
	半解	12	14(不可)	5	3	5(不可)
	誤解	5	7(条件付)	2	9	1(条件付)
	不能	8	2(不能)	0	25	4(不能)
2部 (37人)	正解	6	5(可)	23	0	9(可)
	半解	17	14(不可)	5	3	21(不可)
	誤解	5	16(条件付)	3	9	0(条件付)
	不能	9	2(不能)	6	25	7(不能)

『熊本師範学校史』p.143を参考に筆者作成

まず「6. 過激派の意義如何」であるが、これについては実施者が特にコメントをつけていないため、どのような意図の設問であるのかが判然とはしない。次に「7. 同盟罷業の可否」については、実施者が多くコメントをつけている。同盟罷業を可としたのは2割未満であり、条件付き可を含めても3割を少し超す程度である。それにもかかわらず実施者がこの設問に対する回答を「同盟罷業に関し賛成のもの可なり多い」と問題視するのは¹⁶、可とした生徒の思想内容に不穏当なところがあったからである。すなわち、実施者は「同盟罷業の如きも学校の同盟休校などと同一に解し、世間動もすれば罷業権など云ふを見て学校の同盟休校をも正当の権利なる如く解するものあり」とし¹⁷、学校として対応する必要があると述べている。つまり、名目上認められていた同盟罷業の権利¹⁸と同様、同盟休校をも正当な権利とする生徒がいたため、実施者はこれを問題視したのである。生徒の具体的な回答としては「我等の様な血気にはやるものはいゝ気持がする」「生徒が先生の慢心を醒ますには必要なこと」といった同盟休校と同一視するようなものや「社会の目を醒ますには必要」といったものであった¹⁹。数量的には3割程度ではあるが、内容的には実施者である学校当局に不安をもたらす結果であった。

次に「8. 婦人開放の意義如何」「9. 治安警察法第五条の規定如何」「10. 女子参政

権の可否」に対する回答の分析結果を検討する。これらの設問は「婦人問題」をどのように考えるかを問う設問であり、熊本県女子師範学校の生徒にとっては身近な社会問題であった。まず「8. 婦人開放の意義如何」をみると半解を含めると8割5分、正解だけでも7割の生徒が正しく理解していた。ここでいう「正しく」がどういった内容を指すのかは判然とはしないが、おそらくは政府の求める「婦徳」などの理念にたって、女性の解放を肯定するような内容のものであろう。次に「10. 女子参政権の可否」については5割程度の生徒が可としており、条件付を含めると6割近くが女子参政権を可とみなしていたと言える。逆に3割近くの生徒が女子参政権を不可としていたのも注目に値する。「8」と「9」の回答結果については実施者が「これを正当に解釈し大にそれ等の主張を力説してゐる」としているように、学校当局が不安を覚えるほどのものではなかったようである。

最後に「9. 治安警察法第五条の規定如何」についてであるが、これに正解、あるいは半解を出せている生徒はほとんどいない。治安警察法第五条は政治結社への軍人、警察官、教員、女性、未成年者などの参加を禁止し、また政治演説会への女性、未成年者の参加を禁止する内容であったが、これを知らないということをもどのように解釈するべきであろうか。実施者は「自己に接近した治安警察法第五条の規定に就ても殆んど知つてゐる者はない」と述べているだけである²⁰。しかし、「思想調査」の実施された1920年は新婦人協会を中心とした治安警察法第五条改正運動が盛んになっていた時期であり、婦人解放や女子参政権に半数以上が賛成していた事実と併せて考えると、ほとんどの生徒が治安警察法第五条を知らないというのは奇異である。可能性が高いのは婦人の政治参加が制限されており、その制限を撤廃する運動があるのは知っていたが、そもそも婦人の政治参加を制限する法令が具体的に何であるのかを知らなかったということである。実際、女子師範の生徒に対しては法制関係の知識は第4学年で修身において教授されることとなっていたが、具体的な法令について教授するという規定にはなっていなかった²¹。

以上、社会運動についての熊本県女子師範学校生徒の思想を検討したが、結果としてはある程度は社会運動に関心を持っており、一部には過激な発言をする生徒もいたことが確認できた。

おわりに

以上、1920年に熊本県女子師範学校で実施された「現代思想の調査」の結果を分析することで当時の師範学校生徒の思想の一端を検討した。その結果を示せば、まず前提として熊本県女子師範学校は文部省の定めた通りの期間の奉職義務と教育実習を課していた。その点で「師範型」論が想定するような師範教育がなされていた。しかし、「師範型」論が想定するほどに熊本県女子師範学校の生徒が社会に疎くなっている様子は「現代思想の調査」からは窺えなかった。すなわち熊本県女子師範学校の生徒はごく少数とはいえ、「平等」を華族と平民を同一に扱うというところまで進めて理解しており、また半数以上がデモクラシーについても自由平等についても理解していた。さらには同盟罷業の可否に対して3割近くが可とし、中には同盟休校をも可とする生徒もいるなど、学校に対する反抗的態度

も示していた。また同盟罷業を社会の覚醒につながると捉えるなど、社会批判の態度を強く持つ生徒もいた。婦人問題についても熊本県女子師範学校の生徒は半数以上が正確な知識を持ち、婦人参政権も可としていた。こうした事実は社会に疎い師範学校生徒という像とはずれていると言えるだろう。

以上のように熊本県女子師範学校生徒の社会問題に対する態度は「師範型」論の想定とは齟齬を来している。筆者はこれまで1919年の岡山県師範学校生徒の思想傾向、1930年前半の師範学校生徒の政治運動や校友会雑誌での言論活動について検討してきたが、いずれでも師範学校生徒は一定程度の社会問題への関心を示していた。今後はさらに対象とする学校を増やし、また全国規模の調査なども参照し、師範学校生徒の実際の思想と行動を明らかにしていく。

注

- 1 文部省『資料文政審議会』第2集、p.178。
- 2 『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録 第八卷(特別委員会3)』1997、p.70。
- 3 陣内靖彦『日本の教員社会—歴史社会学の視野—』東洋館出版社、1988、p.131。
- 4 藤井忠俊「教育のなかの国家と民衆」『季刊現代史』第8号、1976、pp.16 - 17。石戸谷哲夫『日本教員史研究』講談社、p.465。広田照幸『陸軍将校の教育社会史』世織書房、1997、pp.373 - 378。山崎奈々絵『戦後教員養成改革と教養教育』六花出版、2017、pp.39 - 40。
- 5 『熊本県教育史』熊本県教育会、1931、p.299(164/683)。
- 6 『明治以降教育制度発達史 第五卷』。
- 7 『明治以降教育制度発達史 第五卷』p.558。
- 8 『明治以降教育制度発達史 第五卷』p.600。
- 9 山田昇「師範学校の教育とその改革を見直す」船寄俊雄編著『論集 現代日本の教育史2 教員養成・教師論』p.435。
- 10 『熊本師範学校史』熊本大学教育学部、1952、p.142。
- 11 前掲、熊本県教育会、pp.305 - 306(167/683~168/683)。
- 12 前掲、熊本大学教育学部、p.144。
- 13 同上、p.145。
- 14 同上、p.144。
- 15 同上。
- 16 同上、p.145。
- 17 同上、p.144。
- 18 1900年制定の治安警察法の趣旨説明では「大体政府ニオキマシテハ労働者ノ共同団結シ、若クハ賃銀ノ値上ゲ其他ニツキマシテノ同盟罷工ヲナスト云フコトハ、労働者ノ権利ト認メテ居ル」とされている。ただし第17条では労働運動に加入するよう勧誘することは違法行為とされており、実質的に団結権、団体行動権は制限されていたとみなせる。
- 19 前掲、熊本大学、p.145。
- 20 同上、p.145。
- 21 『明治以降教育制度発達史 第五卷』pp.593 - 595。